

兵庫県公報

平成25年9月13日 金曜日 第 2526 号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗＝県旗)

目次

告 示	ページ
○ 土地改良区役員の退任及び就任の届出（農地整備課）	1
○ 道路の区域の変更、供用開始等（道路保全課）	1
○ 道路の区域の変更及び供用開始（同）	2
公 告	
○ 特約業者の指定の取消し（税務課）	2
○ 大規模小売店舗の変更に関する届出（都市計画課）	2
○ 同 上（同）	4
○ 同 上（同）	5
○ 都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（建築指導課）	7

告 示

兵庫県告示第1137号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出があった。

平成25年9月13日

兵庫県知事 井戸敏三

野山土地改良区

退任役員

役員の区分	氏名	住 所
理事	足立 進	丹波市春日町野山9番地
同	辻 好春	同 市春日町野山18番地
同	山本 喜弘	同 市春日町野山59番地
同	足立 正道	同 市春日町野山90番地
同	荻野 公一郎	同 市春日町野山241番地1
監事	山本 恵一郎	同 市春日町野山60番地
同	山本 廣司	同 市春日町野山88番地
同	山本 雅雄	同 市春日町野山82番地

就任役員

役員の区分	氏名	住 所
理事	足立 進	丹波市春日町野山9番地
同	辻 好春	同 市春日町野山18番地
同	山本 喜弘	同 市春日町野山59番地
同	足立 正道	同 市春日町野山90番地
同	荻野 公一郎	同 市春日町野山241番地1
監事	山本 恵一郎	同 市春日町野山60番地
同	山本 廣司	同 市春日町野山88番地
同	山本 雅雄	同 市春日町野山82番地

兵庫県告示第1138号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成25年9月14日か

ら供用を開始し、在来道路の供用を廃止する。

その関係図面は、平成25年9月13日から2週間、阪神南県民局西宮土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成25年9月13日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

道路の種類 路線名	道路の区域				
	区 間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
県道 有馬山口線	西宮市山口町中野字上ノ垣内972番1から	旧	6.0から	1,522.0	予定地
	同 市山口町上山口字オノ神792番2まで		22.0まで		
	西宮市山口町中野字中尾山781番2から	新	11.0から	1,427.0	
	同 市山口町中野字上奥畑87番まで		75.0まで		
西宮市山口町中野字中尾山781番2から	新	9.0から	1,398.0		
同 市山口町中野字上奥畑87番まで		59.0まで			



兵庫県告示第1139号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成25年9月13日から供用を開始する。

その関係図面は、平成25年9月13日から2週間、阪神北県民局宝塚土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成25年9月13日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

道路の種類 路線名	道路の区域				
	区 間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
国道 176号	三田市加茂字青垣内656番1から	旧	8.0から	119.0	一部 予定地
	同 市加茂字池ノ内281番2まで		17.0まで		
		新	12.0から	119.0	
			17.0まで		

公 告

特約業者の指定の取消し

兵庫県税条例（昭和35年兵庫県条例第63号）第107条第3項の規定に基づき、次のとおり特約業者の指定を取り消した。

平成25年9月13日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

氏名又は名称	主たる事務所又は事業所の所在地	指定取消年月日
石田石油株式会社	西宮市獅子ヶ口町1-1	平成25年8月27日



大規模小売店舗の変更に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項及び第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域

の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べるができる。

平成25年9月13日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 アスピア明石

所在地 明石市東仲ノ町6番1号

2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称	住所	代表者の氏名
明石地域振興開発株式会社	明石市東仲ノ町6番1号	木 下 宣 明
株式会社アイ・エフ・ケイ	明石市山下町7番8号	米 澤 祥 子
有限会社オオバ産業	明石市山下町2番6号	大 場 義 憲

ほか15者

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 変更前

名称	住所	代表者の氏名
明石地域振興開発株式会社	明石市桜町10番6号	岡 田 進 裕
株式会社アイ・エフ・ケイ	明石市山下町7番8号	米 澤 淑 介
有限会社オオバ産業	明石市山下町2番6号	大 場 喜 代 子

ほか23者

イ 変更後

名称	住所	代表者の氏名
明石地域振興開発株式会社	明石市東仲ノ町6番1号	木 下 宣 明
株式会社アイ・エフ・ケイ	明石市山下町7番8号	米 澤 祥 子
有限会社オオバ産業	明石市山下町2番6号	大 場 義 憲

ほか15者

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 変更前

名称	代表者の氏名	住所
株式会社マルハチ	栗 花 正 雄	神戸市灘区水道筋2丁目6番地
有限会社ボックス	湯 本 良 雄	神戸市垂水区千代ヶ丘1丁目4-27
株式会社ナガオカ薬局	長 岡 京 一	加古川市平岡町新在家252番地の3

外62者

イ 変更後

名称	代表者の氏名	住所
株式会社マルハチ	栗 花 正 雄	神戸市灘区水道筋2丁目6番地
株式会社大創産業	矢 野 博 丈	広島県東広島市西条行東1丁目4番14号
株式会社マツモトキヨシ	松 本 清 雄	千葉県松戸市新松戸東9番地1

外64者

(3) 駐輪場の位置及び収容台数（位置の詳細については、縦覧に供する関係書類に示すとおり。）

ア 変更前

518台

イ 変更後

369台

4 変更年月日

(1) 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

平成25年6月28日ほか

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

平成25年5月1日ほか

(3) 駐輪場の位置及び収容台数

平成26年 3月29日

5 届出年月日

平成25年 7月29日

6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び東播磨県民局加古川土木事務所まちづくり建築課

(2) 縦覧期間

平成25年 9月13日から 4月間

7 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

平成26年 1月14日

(2) 提出先

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課

〒650-8567 神戸市中央区下山手通 5丁目10番 1号



大規模小売店舗の変更に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 6 条第 1 項及び第 2 項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第 8 条第 2 項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4 月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べるができる。

平成25年 9月13日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 加古川水足ショッピングタウン

所在地 加古川市野口町水足560—11ほか

2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称	住所	代表者の氏名
マックスバリュ西日本株式会社	広島市南区段原南一丁目 3 番52号	加 栗 章 男
株式会社ナフコ	北九州市小倉北区魚町二丁目 6 番10号	石 田 卓 巳
タキヤ株式会社	尼崎市北大物町16番 7号	石 井 和 正

外 1 者

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 変更前

名称	住所	代表者の氏名
マックスバリュ西日本株式会社	姫路市北条口四丁目 4 番地	岩 本 隆 雄
株式会社ナフコ	北九州市小倉北区魚町二丁目 6 番10号	深 町 勝 義
タキヤ株式会社	尼崎市北大物町16番 7号	飯 塚 啓

イ 変更後

名称	住所	代表者の氏名
マックスバリュ西日本株式会社	広島市南区段原南一丁目 3 番52号	加 栗 章 男
株式会社ナフコ	北九州市小倉北区魚町二丁目 6 番10号	石 田 卓 巳
タキヤ株式会社	尼崎市北大物町16番 7号	石 井 和 正

外 1 者

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 変更前

名称	住所	代表者の氏名
----	----	--------

マックスバリュ西日本株式会社	姫路市北条口四丁目4番地	岩本隆雄
株式会社ナフコ	北九州市小倉北区魚町二丁目6番10号	深町勝義
タキヤ株式会社	尼崎市北大物町16番7号	瀧川清統

イ 変更後

名称	住所	代表者の氏名
マックスバリュ西日本株式会社	広島市南区段原南一丁目3番52号	加栗章男
株式会社ナフコ	北九州市小倉北区魚町二丁目6番10号	石田卓巳
タキヤ株式会社	尼崎市北大物町16番7号	石井和正

外1者

(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

ア 変更前

小売業を行う者の氏名又は名称	開店時刻	閉店時刻
マックスバリュ西日本株式会社	24時間営業	
株式会社ナフコ	午前7時	午後9時
タキヤ株式会社	午前10時	午後9時
クラウン・ソックス株式会社	午前10時	午後8時

イ 変更後

小売業を行う者の氏名又は名称	開店時刻	閉店時刻
マックスバリュ西日本株式会社	24時間営業	
株式会社ナフコ	午前7時	午後9時
タキヤ株式会社	午前7時	翌午前0時
クラウン・ソックス株式会社	午前10時	午後8時

4 変更年月日

- (1) 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
平成25年5月22日ほか
- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
平成25年5月22日ほか
- (3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
平成25年10月1日

5 届出年月日

平成25年8月19日

6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間

- (1) 縦覧場所
兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び東播磨県民局加古川土木事務所まちづくり建築課
- (2) 縦覧期間
平成25年9月13日から4月間

7 意見書の提出期限及び提出先

- (1) 提出期限
平成26年1月14日
- (2) 提出先
兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課
〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号



大規模小売店舗の変更に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項及び第2項の規定により、次のとおり大規模小

売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

平成25年9月13日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 イオンタウン高砂

所在地 高砂市梅井5丁目57-14ほか

2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称 イオンタウン株式会社

住所 千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1

代表者の氏名 大 門 淳

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 変更前

名称	住所	代表者の氏名
マックスバリュ西日本株式会社	姫路市北条口四丁目4番地	藤 本 昭
ダイキ株式会社	愛媛県松山市美沢1丁目9番1号	佐 藤 一 郎
タキヤ株式会社	尼崎市北大物町16番7号	瀧 川 清 統
外2者		

イ 変更後

名称	住所	代表者の氏名
マックスバリュ西日本株式会社	広島市南区段原南一丁目3番52号	加 栗 章 男
ダイキ株式会社	愛媛県松山市美沢1丁目9番1号	高 橋 幸
タキヤ株式会社	尼崎市北大物町16番7号	石 井 和 正
外3者		

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

ア 変更前

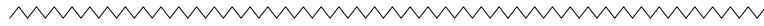
小売業を行う者の氏名又は名称	開店時刻	閉店時刻
マックスバリュ西日本株式会社	午前7時	翌午前0時
ダイキ株式会社	午前9時	午後9時
株式会社大創産業	午前10時	午後8時
タキヤ株式会社	午前10時	午後10時
株式会社西松屋チェーン	午前10時	午後8時
イオンバイク株式会社	午前10時	午後9時

イ 変更後

小売業を行う者の氏名又は名称	開店時刻	閉店時刻
マックスバリュ西日本株式会社	午前7時	翌午前0時
ダイキ株式会社	午前9時	午後9時
株式会社大創産業	午前10時	午後8時
タキヤ株式会社	午前7時	翌午前0時
株式会社西松屋チェーン	午前10時	午後8時
イオンバイク株式会社	午前10時	午後9時

4 変更年月日

- (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
平成25年5月22日ほか
- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
平成25年9月1日
- 5 届出年月日
平成25年8月19日
- 6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間
 - (1) 縦覧場所
兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び東播磨県民局加古川土木事務所まちづくり建築課
 - (2) 縦覧期間
平成25年9月13日から4月間
- 7 意見書の提出期限及び提出先
 - (1) 提出期限
平成26年1月14日
 - (2) 提出先
兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課
〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号



都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成25年9月13日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
神崎郡福崎町南田原字東田2219番1
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称
加西市北条町古坂1261番地
有限会社サントーク 代表取締役 三 枝 徳 明
- 3 許可年月日及び許可番号
平成25年6月21日
兵庫県指令中播（姫土）（建）第1－2号（25福崎）